

日本学生支援機構奨学金

「継続願」(インターネット入力)が未提出の奨学生へ

！！至急「継続願」を入力してください！！

日本学生支援機構奨学金の「奨学金継続願」(1月31日までにインターネット入力)が未提出の奨学生は、至急2月12日(日)までに必ず提出(入力)してください。

なお、平成29年3月までで貸与終了予定(最終学年)の奨学生、現在休止・停止中の奨学生、11月以降の振込によって採用となった奨学生は入力の必要はありません。

※ 「継続願」の提出がない場合、奨学金は廃止されます。

廃止となった場合、再度日本学生支援機構奨学金を申請することができなくなります。

※ 貸与が必要なくなった場合には、必ず「継続を希望しません」で入力してください。

※ 休学、留年、留学等により奨学金の休止・停止が必要な場合には「継続を希望します」で入力のうえ、異動願の提出、または停止の措置を受けてください。

※ 今後の予定が決まっていない(退学、辞退等)場合には必ず「継続を希望します」で入力のうえ、予定が決まり次第、異動願(退学・辞退等)を提出してください。

問い合わせ先：

〒113-8654 東京都文京区本郷7-3-1

東京大学本部奨学厚生課奨学チーム(学生支援センター1階(御殿下記念館横))

9:00~17:00 TEL: 03-5841-2520・2536

平成29年2月
本部奨学厚生課奨学チーム

日本学生支援機構奨学金

「奨学金継続願」の提出について

日本学生支援機構奨学生（平成 29 年 3 月までに貸与が終了する者を除く）は各学部・研究科（学府・教育部）の奨学金担当係もしくは各専攻事務室等を通じて、貸与額通知書等が入った封筒を受け取り、下記入力期間内に必ず「奨学金継続願」を提出（インターネット入力）してください。

提出を忘れた場合、奨学金の貸与は廃止されます。また、提出内容、学業成績により、奨学金の貸与が停止・廃止または減額となることがあります。

入力期間：平成 28 年 12 月 15 日（木）～平成 29 年 1 月 31 日（火）

※ 平成 28 年 12 月 29 日（木）～平成 29 年 1 月 3 日（火）は入力できません。

注意事項：

1. 「D-奨学金振込みの継続の確認」の質問で「奨学金の継続を希望しません」を選択した場合、3 月までの貸与（4 月以降振込なし）で辞退となります。入力後の変更はできません。

※ 4 月以降休学・留年（奨学金の休止・停止）となるが復学・進級後に奨学金の貸与を希望する場合や、他奨学金の採否が未定などにより継続するか判断がつかない（迷っている）場合、継続願は「奨学金の継続を希望します」を選択し、提出してください。（状況確定後に別途必要な手続き（休止・辞退等）を行ってください）

※ 大学院第一種奨学金で上記「継続を希望しません」を選択した場合、優れた業績による返還免除は平成 28 年度（平成 28 年 12 月下旬から掲示予定）のものに申請資格がありますが、次年度以降は申請できません。

※ 学振特別研究員採用内定者で、本通知を受け取った方は、下記 HP を参照のうえ、辞退の異動願を提出してください。継続願の提出は不要です。

http://www.u-tokyo.ac.jp/stu02/h02_01_08_j.html

2. 「H-経済状況」の「あなたの2015年12月から2016年11月の収入と支出の差額」が30万円以上ある場合、4月以降に本部奨学チームの担当者が面談のうえ、経済状況を確認します。その内容により、奨学金の減額（または辞退）が求められますので、入力前に確認のうえ、慎重に行ってください。
3. 併用貸与者は、一種と二種それぞれについて入力してください。

問い合わせ先：

〒113-8654 東京都文京区本郷 7-3-1

東京大学本部奨学厚生課奨学チーム（学生支援センター 1 階（御殿下記念館横））

9：00～17：00 TEL：03-5841-2520・2536